

知って得する!
国民年金
あれこれ

20歳以上の学生の皆さんへ

国民年金保険料の学生納付
特例申請の手続を忘れずに!

在学中に保険料の納付が困難なときは、申請して承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。申請は、毎年4月または、20歳になった時点で必要です。

申請がされると、万が一のときに「障害基礎年金」などを受給できない場合がありますので、お早目に手続をお願いします。また、学生納付特例は、申請時点から2年1か月前までの期間について、さかのぼって申請できます。



▲国民年金保険料学生納付特例申請書と年金手帳

対象／平成26年3月～平成29年3月に

大学（大学院）、短大、高等専門学校などに在学する（した）学生で、平成28年4月時点で富士市に住民登録がある人

持ち物／年金手帳、学生証（コピーの場合）は両面）または在学証明書

※代理人の場合は、委任状と認め印、身分を証明するものも必要。

※既に学校を卒業していて学生証がない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付してください。

受付窓口／国民年金課国民年金担当（市役所3階）、富士年金事務所

※申請してから2年目以降で、既にはがきによる簡易申請を行った人は、手続の必要はありません。

問い合わせ

国民年金課 国民年金担当

（市役所3階）

富士年金事務所

☎(55)2755 ☎(51)2521
☎(61)1900 ☎(64)5411

http://www.nenkin.go.jp

セカンドライフの顔

第17回

問い合わせ 市民協働課 ☎55-2701

「セカンドライフ」は主に、定年退職後や子育て後など第2の人生を意味します。このコーナーでは、セカンドライフを楽しんでいる還暦世代の人を紹介しします。

今回紹介するのは、明石みゆきさん（今泉）。イベントのナレーションや、本の読み聞かせ、貸し出しボランティア、コーラス・つるし雛の指導など、多様な活動を行っています。前向きに、周囲の期待に応える

私はこれまで、かつて行われていた「広見コミュニティ放送」のアナウンサーや「市民福祉まつり」の司会などを務めてきました。現在も、「ふるさと芸能祭」のナレーションを第1回から32年間継続しています。また、「青葉台コーラス」や「ちりめん手芸クラブ」での指導なども10年余りにわたり行っています。

さまざまな活動を行うことができているのは、夫や周りの人の協力のおかげだと感じています。その恩返しをするつもりで、私も人のために貢献しようと意識しています。

新しいことに挑戦するときは、自分の可能性を信じるのが大切です。また、「失敗してもご愛嬌」と考え、前向きに過ごし、体と心を健康に保つことが、物事を継続して行う秘訣ですね。



現在4教室で開講している「ちりめん手芸クラブ」でつるし雛の指導をする明石さん（左）

セカンドライフについて詳しくはセカンドライフ相談室へ
事務局／（一社）まちな遊民社 ☎(51)1112